

生企発第2027号  
平成29年8月17日

長野県クレー射撃協会長 殿

長野県警察本部生活安全部長

銃猟者に対する銃砲火薬類の保管管理等に関する指導について（依頼）

平素から銃砲火薬行政に関し、御理解と御協力を頂き、感謝申し上げます。

さて、天皇皇后両陛下は、本年8月22日(火)から8月29日(火)までの間、御静養のため、長野県及び群馬県に行幸啓される御予定です。

現在警察では、危害の未然防止を図るための諸対策を進めているところであります。

貴団体におかれましては、傘下各会員に対して、下記のとおり銃砲及び火薬類の適正な保管管理並びに銃砲等の携帯運搬の自粛などについて、御指導を徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 銃砲火薬類の盗難・紛失防止のため、法律の規定を遵守し、厳正な保管管理に努めること。
- 2 銃砲の携帯運搬にあたっては、途上における盗難及び紛失防止に配慮すること。
- 3 銃砲を運搬業者に委託して運搬する場合には、盗難及び紛失防止のための指導事項を遵守させること。
- 4 実包の譲受けにあたっては、その都度必要量を購入し、残弾が生じないようにすること。
- 5 次の日時において、対象地域内における有害鳥獣駆除及び銃砲火薬類の携帯運搬（宅配を含む）を自粛すること。

自 粛 要 請 日 時		自 粛 要 請 区 域
8月22日(火)	12:00 ~ 24:00	軽井沢町全域
8月23日(水) ~ 8月26日(土)	終 日	
8月27日(日)	0:00 ~ 11:00	
8月29日(火)	15:30 ~ 18:00	

※ 8月27日(日)から8月29日(火)にかけては、群馬県へ行幸啓の御予定です。

- 6 銃砲及び火薬類の盗難又は紛失事故、不審者の立ち回り事案等が発生した場合には、速やかに警察へ届け出ること。